

学習者用タブレット端末調査報告書

糸魚川市教育委員会事務局

学校教育課

令和 8 年 6 月 25 日

この調査報告書（以下「報告書」という。）は、令和 4 年度に学習者用タブレット端末の紛失に端を発したいじめ事案に関連し、当時、紛失したタブレット端末の調査結果について報告するものです。

なお、この報告書は、市が業務委託により実施した教育用端末調査業務に際し提出された「教育用端末調査業務報告書（2026 年 5 月 29 日）」（以下「業務報告書」という。）を基に作成しています。

1 実施概要

（1）調査目的

令和 4 年度に学習者用タブレット端末の紛失に端を発したいじめ事案に関連し、当時、紛失したタブレット端末について、紛失期間（令和 4 年 12 月から令和 5 年 3 月まで）において、外部への情報書き込みなどの操作が行われた履歴、使用状況等の調査を行う。

（2）調査実施期間

令和 8 年 5 月 12 日～令和 8 年 5 月 21 日

（3）調査対象

① iPad01（令和 5 年 1 月 12 日に紛失が確認された端末）

② iPad02（令和 4 年 12 月 15 日に紛失が確認された端末）

※iPad の 01 及び 02 については、調査委託業者による保全作業（現地調査）が行われた際に保管場所から取り出した順に付番されたもの。

2 保全（現地調査）

（1）保全実施日時

令和 8 年 5 月 12 日 9:56～14:23

（2）保全実施場所

当該中学校

（3）保全実施者及び立合者

調査委託業者 3 人

当該中学校職員 2 人

糸魚川市企画課職員 2 人

(4) 保全結果

業務報告書により、iPad01 及び iPad02 とともに原本データから複製データを作成しており、保全作業は正常に行われたことを確認した。

また、保全作業実施時において iPad01、iPad02 とともにパスコードは設定されていない状態だった。

なお、業務報告書には、「本保全では、調査対象 iPad から可能な限りのデータ抽出を行いました。iOS の特性上、ディスクの未使用領域も含めた iPad データ全体の抽出には至りませんでした。これにより、ディスク未使用領域から削除されたデータの復元を行うことは出来ませんでした。」との記載があった。

3 調査結果

iPad01 及び iPad02 は、令和 5 年 3 月 16 日及び 17 日に糸魚川市役所（以下「市役所」という。）において初期化処理が行われていたと判断した。

判断した根拠は、業務報告書により、初期化された日時（表 1）及び初期化処理が行われた日時付近に記録された位置情報がいずれも市役所を示す座標であったことが確認されたことによる。

表 1 初期化の実施日時

調査対象	日時
iPad01	2023/3/17 09:22:32 付近
iPad02	2023/3/16 11:04:07 付近

また、業務報告書には、「その他、ユーザーの使用痕跡を確認するため、Web 履歴や画像ファイル等の調査を行いました。ユーザーが明示的に検索したと思われる履歴や撮影及び編集した画像ファイルなどは発見されませんでした。以上のことから、本事案に関係があると推測される痕跡は、iPad01 及び iPad02 共に初期化処理によって残存していないものと推測されます。」との記載があり、調査目的であった外部への情報書き込みなどの操作が行われた履歴、使用状況などについては、これ以上の調査を行えないと判断した。

4 初期化処理の経緯及び理由

(1) 初期化処理の経緯

iPad01 及び iPad02 が初期化処理された前後の出来事等を時系列でまとめると次のとおり。(以下、iPad01 及び iPad02 について「タブレット端末」という。)

○初期化処理がされた前後の出来事を時系列に整理したもの

令和4年12月16日	タブレット端末1台の紛失を確認する。
令和5年1月13日	タブレット端末1台の紛失を確認する。
令和5年3月12日	生徒の自宅からタブレット端末2台が発見される。
令和5年3月13日	生徒及び生徒保護者がタブレット端末2台を当該中学校へ持参する。
令和5年3月14日	当該中学校において、委託業者が新年度準備のためタブレット端末41台の初期化処理を行う。
令和5年3月13日から初期化処理がされるまでの間	タブレット端末2台が当該中学校から市役所に届く。
令和5年3月16日 11:04	市役所内でタブレット端末1台の初期化処理を行う。
令和5年3月17日 9:22	市役所内でタブレット端末1台の初期化処理を行う。
時期不明	タブレット端末2台が市役所から当該中学校に届く。 タブレット端末2台が当該中学校で保管される。
令和5年4月13日	インスタグラムのアカウント名からのダイレクトメール送信について、生徒が教員に相談する。

○タブレット端末の新年度準備

毎年度末に、当該中学校を含む市立学校では、新年度準備のため新入生がタブレット端末を使用できるよう、卒業生のタブレット端末を初期化する作業を委託業者がそれぞれの学校を訪問して行っていた。

当該中学校では、令和5年3月14日にその作業を行っている。その際、紛失していたタブレット端末2台は、委託業者による作業対象リストには入っていなかった。

○タブレット端末の移動及び保管

令和5年3月13日から初期化処理をされるまでの間に、当該中学校から市役所にタブレット端末2台が届き、初期化処理後に当該中学校へ戻されているが、記録等がなく、日時や経緯などは確認することができなかった。

また、初期化処理がされた後もタブレット端末2台は当該中学校の耐火書庫で保管されていた。

(2) 初期化処理の理由

当時のこども教育課では、このようないじめ重大事態に該当するような事案が発生することへの危機感はなく、紛失したタブレット端末2台が発見されたことへの安堵と、新年度準備を行う必要があるとの意識から、ICT担当職員もしくはICT担当職員から指示を受けた職員が市役所内において初期化処理を行った。

タブレット端末の紛失及び発見された際の学校及び市教育委員会の認識や初動体制の甘さについては、本事案に対する追加調査報告でも指摘されている。

5 生徒及び生徒保護者、学校職員への対応

令和5年4月13日にInstagramのアカウント名からダイレクトメールが送信されたことが判明した以降、タブレット端末の残存データ等について幾度となく保護者への説明会や学校職員とのやり取りで確認があったが、「初期化処理がされている」、「初期化処理はされていない」という情報が錯綜した状況であり、当時のこども教育課内では、十分な情報共有がされておらず、不明確な情報のまま生徒や生徒保護者、学校職員への対応を行っていた。

「初期化処理がされている」といった情報を説明する際も、初期化処理が行われた日時や場所、作業を行った者などについては、十分な確認がされないまま説明を行っていた。

実際にタブレット端末2台が令和5年3月16日及び17日に市役所で初期化処理がされていたことは、今回の業務報告書により判明したことであった。

本いじめ事案の追加調査報告書にも指摘のあったとおり、事案に対する記録や情報共有が不十分であったと言わざるを得ない。

また、令和6年9月に開催された保護者説明会の際、タブレット端末の調査を行うと明言したにもかかわらず、今回の調査まで十分な調査を行わず、現在に至ったことは、生徒及び生徒保護者、学校職員に対する不適切かつ不誠実な対応であった。

6 おわりに

令和4年度に発生した学習者用タブレット端末の紛失に端を発したいじめ事案に関連し、紛失したタブレット端末2台が令和5年3月に初期化処理されていたことについて、当時のこども教育課内で十分な情報共有がないまま、生徒及び生徒保護者、学校職員への対応を行っていたことを心より深くお詫び申し上げます。

また、令和6年9月に保護者説明会で調査を行うと明言したタブレット端末の調査結果がこのような時期となり、長きにわたりご心配とご心痛をおかけいたしましたことにつきましても、重ねて心より深くお詫びを申し上げます。

今後、このようなことを繰り返すことのないよう、再発防止に取り組んで参ります。